

禁複写

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 17 年 2 月 24 日

住所 広島県東広島市黒瀬町津江イラスケ 1 8 4 5 番地

氏名 光陽建設株式会社

代表取締役 稲葉明則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島県東広島地域事務所長

大坂桂介



許可の年月日	平成 17 年 2 月 24 日	許可番号	第 A05038 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式） 産業廃棄物の種類：がれき類		
設置場所	主たる設置場所：広島県東広島市黒瀬町津江イラスケ 1 8 6 0 番 5		
処理能力	1,408 t/日		
許可の条件			
規則 11 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		